

公立大学法人沖縄県立芸術大学内部統制規程

令和3年4月1日

冲芸大規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学業務方法書第3条に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事長の責務)

第2条 理事長は、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）における内部統制システムの整備及び運用を統括し、その最終責任を負う。

2 理事長は、法人が設置及び管理を行う沖縄県立芸術大学（以下「大学」という。）と一体となった内部統制システムの整備及び運用に努めるものとする。大学による取組を推進する場合は学長がこれを総括し、学長を補佐するため大学に担当副学長を置くことができる。

3 理事長は、内部統制システムに関する事項を法人の役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に周知するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(理事会及び内部統制担当役員の役割)

第3条 理事会は、内部統制システムに関する重要事項について審議する。

2 監事は、理事会に出席し、内部統制システムに関する事項について意見を述べることができる。

3 法人に内部統制担当役員を置き、総務及び財務を担当する常勤理事をもって充てる。

4 内部統制担当役員は、内部統制システムの整備及び運用の推進によりその状況を把握し、定期的に理事会に報告するものとする。

5 内部統制担当役員は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、直ちに理事長及び監事に報告し、併せて必要な緊急措置及び是正措置を執るものとする。

6 内部統制担当役員は、役職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事実を発見した場合、又は報告（通報を含む。）があった場合には、速やかに必要な措置を執るとともに、理事長及び監事に報告し、併せて再発防止のための措置を講ずる。

7 大学の部局等（学部、研究科、芸術文化研究所、附属図書・芸術資料館及び事務局をいう。以下同じ。）において前二項の規定に該当する事実が生じたとき、内部統制担当役員は、部局等の長に必要な措置を執るよう求めるものとする。

(大学の部局等の長の責務及び職員の心得)

第4条 大学の部局等の長は、前条第7項に規定する措置の指揮を執る者となり、その経過及び結果を理事長並びに内部統制担当役員に報告しなければならない。

2 職員は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合若しくは発生のおそれがある場合又は役職員の不正若しくは違法行為若しくは著しい不当事実を発見した場合、若しくは通報があった場合には、直ちに部局等の長に報告しなければならない。ただし、

相当の事情がある場合に限り、理事長、内部統制担当役員又は監事に直接報告することができる。

(推進組織)

第5条 内部統制システムに関する事項を推進する組織として、法人に内部統制推進会議（以下「推進会議」という。）を置き、理事長を議長とする。

2 推進会議の構成員は次の者とし、会議は議長が招集する。

- (1) 理事長
- (2) 常勤の理事
- (3) 大学の副学長
- (4) 大学の部局等の長
- (5) 議長が必要と認める者

3 議長に事故があるときは、内部統制担当役員がその職務を代理する。

4 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 内部統制システムの整備並びに運用の状況に関する事項の審議及び報告に関すること
- (2) 次条及び第7条で定める危機管理に関すること
- (3) その他議長が特別に指定するもの

(外部要因によるリスクへの対処)

第6条 本条及び次条で定める事項を「危機管理」又は「広義のリスクマネジメント」と総称することとし、そのうち本条では、外部要因によるリスクへの対処について定める。

2 外部要因によるリスクとは、災害、未知の感染症、テロリズム行為、外国による武力攻撃、サイバー攻撃これらに類するものをいう。

3 理事長は、外部要因によるリスクの発生が予測されるとき又は直面したときには、沖縄県及び関係機関との連携体制の下で必要な情報を収集し、的確かつ効果的な措置を講じるものとする。

4 理事長が必要と認めたときは、臨時的な組織として対策本部を設置できることとし、次の各号により運営するものとする。

- (1) 迅速な対応を確保するため、設置に係る規程整備等必要な手続を省略できるものとする。
- (2) 対策本部を設置したときは、名称、目的、構成員その他の必要事項を速やかに役職員に周知するものとする。
- (3) 対策本部は、その目的を達成した場合に廃止するものとする。

(リスクマネジメント)

第7条 本条では、危機管理のうち狭義のリスクマネジメント（広義のリスクマネジメントに対する用語。以下「リスクマネジメント」という。）について定める。

2 リスクマネジメントとは、法人の業務運営に影響を及ぼす事象若しくはそのおそれがある事象（以下「リスク」という。）の発生を未然に防止する取組又は発生した場合において迅速かつ組織的に対処して損害を最小限に抑える取組をいう。

3 リスクマネジメントは、次の各号に掲げる事項を対象とし、リスクが発生した場合には、迅速かつ組織的な対応を旨として必要な措置を講じなければならない。

- (1) 法令遵守に関すること
- (2) 個人情報の保護に関すること
- (3) 情報セキュリティに関すること
- (4) 職員の不祥事に関すること
- (5) 事件又は事故に関すること
- (6) その他法人、役職員並びに学生の生命、財産及び名誉に重大な損害をもたらし、又はそのおそれがあるもの

4 リスクマネジメントを効果的に運用するため理事長が必要と認めるときは、前条第4項に規定する対策本部を設置することができる。

(有効性の確保)

第8条 内部統制システムの有効性を継続的に評価するため、次の各号に掲げるモニタリングを行うものとする。

- (1) 日常的モニタリング 各業務において職員の自己点検・評価により行うもの
- (2) 独立的評価 監事による監査により行われるもの（必要に応じて内部監査を併せて行うことができる。）

2 内部統制担当役員は、事業年度ごとに、前項第1号の規定によるモニタリング結果をまとめて内部統制運用状況報告書（別記様式）を作成し、理事会に報告するものとする。

3 理事長は、前項に規定する手続を踏まえ、直後に行われる第1項第2号に規定する独立的評価を受けるものとする。

(事務)

第9条 内部統制システムに係る事務は、事務局総務課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和3年4月1日理事長決裁）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日理事長決裁）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第3条第7項、第4条各項、第5条第2項第4号に規定する部局等については、当分の間、全学教育センターを含めるものとする。

令和 年度
内部統制運用状況報告書

令和 年 月
公立大学法人沖縄県立芸術大学

取り組むべき項目	基本的事項・方向性・これまでの実績等	当該年度の主な実績	今後の課題・取組予定
1 業務の有効性及び効率性の確保について	(1) 中期計画及び年度計画に基づく適切な業務の管理		
	(2) 教育の質保証の確保		
2 法令等の遵守の推進について	(1) 法令遵守の推進		
	(2) 責任体系の明確化		
	(3) 学内外からの通報に関する仕組みの確保		
	(4) 違反行為に対する処分		

取り組むべき項目	基本的事項・方向性・これまでの実績等	当該年度の主な実績	今後の課題・取組予定
3 財務報告等の信頼性の確保について	(1) 財務諸表等の作成と公表		
	(2) 適正な財政運営の実施		
4 資産保全の確保について			
5 リスクの評価と対応について	(1) 危機管理体制の整備		
	(2) 危機管理に関する規程等の整備		
	(3) 危機管理に係る研修・訓練等の実施		
6 情報の保存、管理及び伝達の確保について	(1) 情報の保存及び管理		
	(2) 情報伝達に関する環境の整備		
	(3) 情報セキュリティに関する体制の整備		
	(4) 個人情報の適切な管理体制の整備		